

やさしい手通信 2019年7月号

～介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について～

厚生労働省は5月30日、介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針についてアナウンスした。介護保険最新情報のVol.730で公表しています。事業所が年々増加傾向にある中、実地指導は集団指導と併せて効果的に実施するなど一層の効率化が求められています。

指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図り、実地指導の実施率を高める観点から、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を定めました。実地指導は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき、実施するものとされました。今回は、訪問・通所介護について下記します。詳細は介護保険最新情報のVol.730を御参照ください。

(訪問介護における標準確認項目と標準確認文書)

項目	標準確認項目	標準確認文書	運用指針 (第29条)	運用指針 (第29条)	運用指針 (第29条)
人員	訪問介護員の員数 (第5条)	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業員の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.その他運営に関する重要事項	・運営規程 ・重要事項説明書
	管理者 (第6条)	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード		
運営	内容及び手続の説明及び同意 (第9条)	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 ・利用契約書 (利用者又は家族の署名、捺印)		
	受給資格等の確認 (第11条)	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等		
	心身の状況等の把握 (第13条)	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	・サービス担当者会議の記録	・サービスの提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか	・雇用の形態 (常勤・非常勤) がわかる文書 ・研修計画、実施記録
	居宅介護支援事業所等との連携 (第14条)	・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	・サービス担当者会議の記録		
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第16条)	・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	・居宅サービス計画		
	サービス提供の記録 (第19条)	・訪問介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容及び実施状況が記録されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか	・サービス提供記録		
	利用料等の受領 (第20条)	・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記録は適切か	・請求書 ・領収書	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っているか	・苦情の受付簿 ・苦情への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	訪問介護計画の作成 (第24条)	・居宅サービス計画に基づいて訪問介護計画が立てられているか ・利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて訪問介護計画が立てられているか ・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか ・目標の達成状況は記録されているか ・達成状況に基づき、新たな訪問介護計画が立てられているか	・居宅サービス計画 ・訪問介護計画 (利用者又は家族の署名、捺印) ・アセスメントシート ・モニタリングシート	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、介護支援専門員への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤ/リットの記録
	緊急時等の対応 (第27条)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録		

注 () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) の該当条項

(通所介護における標準確認項目と標準確認文書)

項目	標準確認項目	標準確認文書	運用指針 (第100条)	運用指針 (第100条)	運用指針 (第100条)
人員	従業員等の員数 (第93条)	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか ・専門職に必要な資格を有しているか	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業員の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.サービス利用に当たっての重要事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.その他運営に関する重要事項	・運営規程 ・重要事項説明書
	管理者 (第94条)	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード		
設備	設備及び備品等 (第95条)	・目的に沿った使用となっているか【目録】			
運営	内容及び手続の説明及び同意 (第98条)	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 ・利用契約書 (利用者又は家族の署名、捺印)		
	受給資格等の確認 (第11条)	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等		
	心身の状況等の把握 (第13条)	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	・サービス担当者会議の記録	・サービスの提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・勤務表の記載内容は適切か	・雇用の形態 (常勤・非常勤) がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・勤務実績表 (勤務実績が確認できるもの)
	居宅介護支援事業所等との連携 (第14条)	・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	・サービス担当者会議の記録		
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第16条、17条)	・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	・居宅サービス計画 ・通所介護計画 (利用者及び家族の署名、捺印)		
	サービス提供の記録 (第19条)	・通所介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容及び実施状況が記録されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか ・達成が適切に行われているか	・サービス提供記録 ・業務日報 ・返却記録		
	利用料等の受領 (第20条)	・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記録は適切か	・請求書 ・領収書	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っているか	・苦情の受付簿 ・苦情への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	通所介護計画の作成 (第99条)	・居宅サービス計画に基づいて通所介護計画が立てられているか ・利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて通所介護計画が立てられているか ・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか ・目標の達成状況は記録されているか ・達成状況に基づき、新たな通所介護計画が立てられているか	・居宅サービス計画 ・通所介護計画 (利用者又は家族の署名、捺印) ・アセスメントシート ・モニタリングシート	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、介護支援専門員への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤ/リットの記録
	緊急時等の対応 (第27条)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録		

注 () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) の該当条項

脳トレクイズ～7月編～

答えはページ下段にあります

- ①「土用の丑の日」が出来たのは何時代でしょうか？
A:室町時代 B:平安時代 C:江戸時代
- ②「五色の短冊～♪ あなたに書いた～♪」では、五色になったことに深く影響のある国は？
A: 中国 B:韓国 C:ベトナム
- ③ 海の日が制定されたのは、いつでしょうか？
A:平成7年 B:平成17年 C:平成27年
- ④ 7月を旧暦の月名は？
A:水無月 B:葉月 C:文月
- ⑤ 7月の誕生石は何でしょう？
A:ルビー B:トパーズ C:オパール

簡単レシピ！

アボカドとツナの健康サラダ



【材料】(2、3人分)

アボカド1個、さらし玉ねぎ1/4分

ツナ缶1缶、からしマヨネーズ大さじ1、えごま油大さじ1、塩コショウ少々
レモン汁ひと絞り

火を使わないで和えるだけ～ ツナ缶は油切りし代わりにえごま油を入れて健康サラダになります！



1. アボカドは包丁で縦に一周切り目を入れ手でねじって半分に。包丁の刃元を種に刺して取り除く。

2. スプーンで実をくり抜き食べやすい大きさに切り、レモン汁を振りかけてしばらく置く(変色防止)。

3. 玉ねぎはスライサー等で薄切りにして水にしばらくさらし、水気を絞って食べやすい大きさに切る。

4. ツナ缶はフタで押さえて油切りし、ボールにすべての材料、調味料を入れて和える。



お皿に盛り付け♪
お好みで粗挽き黒コショウを振りかけて完成！です。アボカドもツナも低糖なのでヘルシーです。



やさしい手仙台ケアセンター宮城野

ホームページ <http://www.yasashiite-sendai.jp>

TEL 388-8221 FAX 388-8222



【ホームページ】



脳トレクイズの答え: ① C:江戸時代 ② A:中国 ③ A:平成7年 ④ C:文月 ⑤ A:ルビー